



保医発第0121001号
平成21年1月21日

地方厚生（支）局医療指導課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

注射用ノボセブン1.2mg及び同4.8mgの薬価の改定について

注射用ノボセブン1.2mg及び同4.8mgについては、「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号）に定められた薬価が適用されているところですが、今般、本薬剤の薬価が平成21年1月21日付厚生労働省告示第14号をもって改定され、平成21年2月1日から適用されることとなりました。

今回の本薬剤に係る薬価の改定の概要は下記のとおりですので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

記

1 改定の概要について

(1) 今回の本薬剤に係る薬価の改定は、「薬価算定の基準について」（平成20年2月13日付保発第0213001号保険局長通知）に基づく不採算品再算定により、薬価の引上げを行ったものであること。

(2) 本薬剤については、製造工程においてウシ由来成分が使用されており、ウシ海綿状脳症（BSE）対策に関する製造方法の変更等の安全対策措置が順次講じられてきた一方で、これに伴う費用負担の増加については、これまで製造販売業者の企業努力により吸収されてきたが、従来の薬価のままでは不採算であり、近々に供給困難に陥るおそれが生じていたところである。このような状況の中、本薬剤は他に代替する医薬品がなく、医療上必須な医薬品であるとしてその供給継続を求める旨の要望が関係学会より寄せられたことから、本薬剤の安定供給を確保するために、緊急に薬価の引上げを行うこととしたものであること。

2 保険請求上の取扱いについて

本薬剤に係る今回の改定後の薬価は、平成21年2月1日から適用されるものであり、それまでは従来の薬価が適用されること。

(参考)

「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号）の一部改正
（平成21年2月1日より適用）

（単位：円）

医薬品コード	品名	規格単位	改定前薬価	改定後薬価
6343434D1028	注射用ノボセブン1.2mg	1.2mg2.2mL 1 瓶 (溶解液付)	81,197	116,501
6343434D2024	注射用ノボセブン4.8mg	4.8mg8.5mL 1 瓶 (溶解液付)	301,858	433,103